

# 平成30年第7回真岡市教育委員会会議録

## 1. 招集日時

平成30年7月20日（金） 午後2時

## 2. 場 所

真岡市教育委員会教育委員室

## 3. 出席委員の氏名

- |                    |         |
|--------------------|---------|
| (1) 教育委員会教育長       | 田 上 富 男 |
| (2) 教育委員会委員（職務代理者） | 井 原 宣 子 |
| (3) 教育委員会委員        | 川 口 滋   |
| (4) 教育委員会委員        | 樋 口 貴 則 |
| (5) 教育委員会委員        | 深 谷 博 子 |

## 4. 委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名

- |                  |         |
|------------------|---------|
| (1) 教育次長         | 成 毛 純 一 |
| (2) 学校教育課長       | 吉 住 忠 明 |
| (3) 生涯学習課長       | 金 子 修 象 |
| (4) 学校教育課総務係長    | 青 山 泰 也 |
| (5) 学校教育課指導係長    | 吉 住 隆   |
| (6) 学校教育課指導係指導主事 | 高 久 和 代 |

## 5. 会議録の作成に当たった者

学校教育課総務係長 青 山 泰 也

## 6. 平成30年第7回真岡市教育委員会会議録署名委員として指名を受けた委員

井 原 宣 子 委員  
深 谷 博 子 委員

## 7. 開会時間 午後4時

## 8. 平成30年第6回真岡市教育委員会会議録の承認

青山泰也学校教育課総務係長が、会議録案を朗読し原案のとおり承認された。

## 9. 教育長等の事務報告

成毛純一教育次長が、真岡市教育委員会教育長等の事務報告を行った。

## 10. 議 案

議案第20号「平成31年度使用教科用図書の採択について」

本議案については、教科用図書芳賀採択地区協議会細則第2条第1項を勘案し、採択の際は、非公開のうえ承認されることになるが、傍聴人はなかった。

吉住学校教育課長から教科用図書の採択については、市・町教育委員会が行っていること、採択の時期については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条第1項の規定により、当該教科書が使用される年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとされている旨説明し、採択までの手続きとして、栃木県が設定した採択地区である、本市を含む1市4町で構成されている「教科用図書芳賀採択地区協議会」の委員や

調査員が、「栃木県教科用図書選定審議会」の調査研究・指導助言などを基に、教科書の調査及び協議を行い選定している旨説明した。

また、本市教育委員会においても、真岡市立小・中学校管理規則第7条、「学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第21条第1項に規定する教科用図書（以下「教科書」という。）で教育委員会が採決したものを使用しなければならない。」の規定に基づき、今回「選定」された図書について、別添え資料2-1から資料10「平成31年度使用教科用図書芳賀採択地区調査研究会報告書（小学校 道徳を除く各教科）」、別添え資料11「平成31年度使用教科用図書芳賀採択地区調査研究会報告書（中学校 道徳）」、別添え資料12、13の「平成31年度使用教科用図書芳賀採択地区調査研究会報告書（小学校 特別支援学級）」及び別添え資料14、15の「平成31年度使用教科用図書芳賀採択地区調査研究会報告書（中学校 特別支援学級）」のとおり、選定図書の提案をするものであることを説明。

次に、高久指導主事から平成31年度使用教科用図書芳賀採択地区調査研究会報告書により、6月18日から7月9日までの間に部会ごとに4回の調査研究会を実施し、平成31年度使用小学校教科用図書11冊、中学校教科用図書1冊、小学校特別支援学級用選定教科用図書一覧49冊及び中学校特支援学級用選定教科用図書一覧39冊について、選定本を展示、調査研究結果を説明し、審議の結果、原案のとおり承認された。

#### 議案第21号「廃校となった学校の用途の廃止について」

廃校となった学校の用途の廃止について、吉住学校教育課長から、平成30年3月31日限りで廃校となった東沼小学校、山前南小学校、中村東小学校及び中村南小学校の学校としての用途を廃止するものであり、用途廃止日については、平成30年4月1日となることを説明した。

なお、本件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項第1号並びに第2号の規定に基づき、上程するものであることを説明した。

用途廃止後の管理については、市企画課管財係において、学校としての教育財産から普通財産として管理をしていくことを説明し、審議となった。

審議の結果、原案のとおり承認された。

#### 議案第22号「真岡市立小・中学校学区に関する規則の一部改正について」

真岡市立小・中学校学区に関する規則の一部改正について、吉住学校教育課長から、規則別表第1に記載のある中村小学校の項及び長田小学校の項の通学区域の町名を改める旨説明。

中村小学校の通学区域に下大沼一丁目（一番地を除く）、下大沼二丁目、上大沼一丁目、上大沼二丁目を追加するものであり、長田小学校の通学区域に、下大沼一丁目一番地、長田二丁目、長田三丁目、長田四丁目、長田五丁目を追加するものであることを説明。また、別表2中、山前中学校の項中、東沼小学校学区全域、山前南小学校学区全域が削除されていなかったため、これらを削除し、併せて、中村中学校の項中、中村東小学校学区全域、中村南小学校学区全域を削除する旨を説明した。

町名変更については、長田土地区画整理事業が完了し、平成30年6月30日から長田区画整理事業地内の町名が変更となったことによる一部改正であることを説明し審議となった。審議の結果、原案のとおり承認された。

#### 議案第23号「真岡市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について」

真岡市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について、金子生涯学習課長より社会教育法第15条第2項及び第30条第1項の規定に基づき、真岡市社会教育委員兼公民館運営審議会委員を委嘱するものである旨説明。社会教育委員と公民館運営審議会委員は平成18年度から兼任でお願いしており、委員は、小中高校の校長代表や、各種団体の代表、市民公募など20名に委嘱し、本市社会教育に関する計画の立案や、公民館事業についての審議

を頂いており、平成30年7月14日に任期が満了となることから、新たに20名を委嘱したい旨説明があり、審議となった。

審議の結果、原案のとおり承認された。

11. 閉会時間 午後3時10分